

伊万里市職員の民間ソーシャルメディア 公式アカウントの利用に関するガイドライン

1. 趣旨、目的

本ガイドラインは、伊万里市職員（以下「職員」という。）が、ソーシャルメディア公式アカウントを利用する際の基本的な考え方や留意点を明らかにするとともに、ソーシャルメディア公式アカウントの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 定義

ソーシャルメディア公式アカウントとは、伊万里市が公式に運用しているブログ、ツイッター、フェイスブック等の公式アカウントをいう。

3. 基本原則

- (1) 職員がソーシャルメディア公式アカウントを利用して情報を発信する場合には、職員であることの自覚と責任を持つこと。
- (2) 地方公務員法をはじめとする関係法令及び職員の服務や情報の取扱いに関する規定等を遵守すること。
- (3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して十分留意すること。
- (4) 発信する情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意し、一度ネットワーク上に公開された情報は完全には削除できないことを理解しておくこと。
- (5) 意図せずして自らが発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を生じさせた場合には、誠実に対応すること。また、自らが発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応し無用な議論とならないよう努めること。
- (6) 次に掲げる情報は発信しないこと。
 - ①伊万里市又は伊万里市と利害関係にある者若しくは団体の秘密に関する情報
 - ②伊万里市及び他者の権利を侵害する情報
 - ③伊万里市のセキュリティを脅かすおそれのある情報
 - ④伊万里市の意思形成過程における情報
 - ⑤伊万里市政に対する個人的な意見

4. 留意事項

- (1) 発信に利用できる機器は、情報広報課が管理する全庁ネットワーク端末及び携帯端末とする。
- (2) 発信に利用できるアカウントは、別に定める伊万里市公式アカウントとする。
- (3) 発信できる者は、伊万里市の一般職員、嘱託職員、臨時職員とする。
- (4) 発信を行うにあたっては、原則として所属長の決裁を受けることとする。ただし、次に掲げる場合は決裁不要とする。
 - ①既に市ホームページ・市広報紙等に掲載され、又はソーシャルメディア公式アカウントで投稿するなど、既に発信しているイベント内容などについて再度発信する場合
 - ②イベント・競技会の結果など、既成の事実について発信する場合
 - ③法令等で定められている内容を発信する場合
- (5) 市からの発信情報に対し、閲覧者から投稿があっても、それに対する返信は原則として行わないこととする。